

第4期

廿日市市教育振興基本計画

(案)

(令和 8 年度 ~ 令和 12 年度)

令和 年 月

廿日市市教育委員会

(令和 7 年 12 月)

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市
はつかいちし

はじめに

今後調整予定

令和8年3月

廿日市市教育委員会

教育長 生田徳廉

目 次

はじめに	
I 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
II 基本構想	
1 教育を取り巻く環境と課題	5
2 本市の現状と課題	6
3 基本理念	9
4 基本理念の実現に向け、大切にする考え方（コンセプト）	9
5 施策体系	11
III 施策の展開	
基本目標 生きる力を育む教育の推進	
1 質の高い学校教育の推進	13
2 地域とともにある学校づくり	16
3 児童生徒の学びを支える教育環境の充実	17
基本目標 ともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	
1 学びの環境づくり	20
2 地域を支える人づくり・つながりづくり	21
3 文化芸術に親しむことができる環境づくり	23
4 文化芸術の振興・活用	24
基本目標 市民が誇れる歴史文化の継承	
1 歴史文化の保存・活用	25
2 宮島の歴史や文化とその価値の継承	25
【参考掲載】スポーツの振興	27
IV 施策の計画的な推進	28
用語解説（五十音順）	29

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

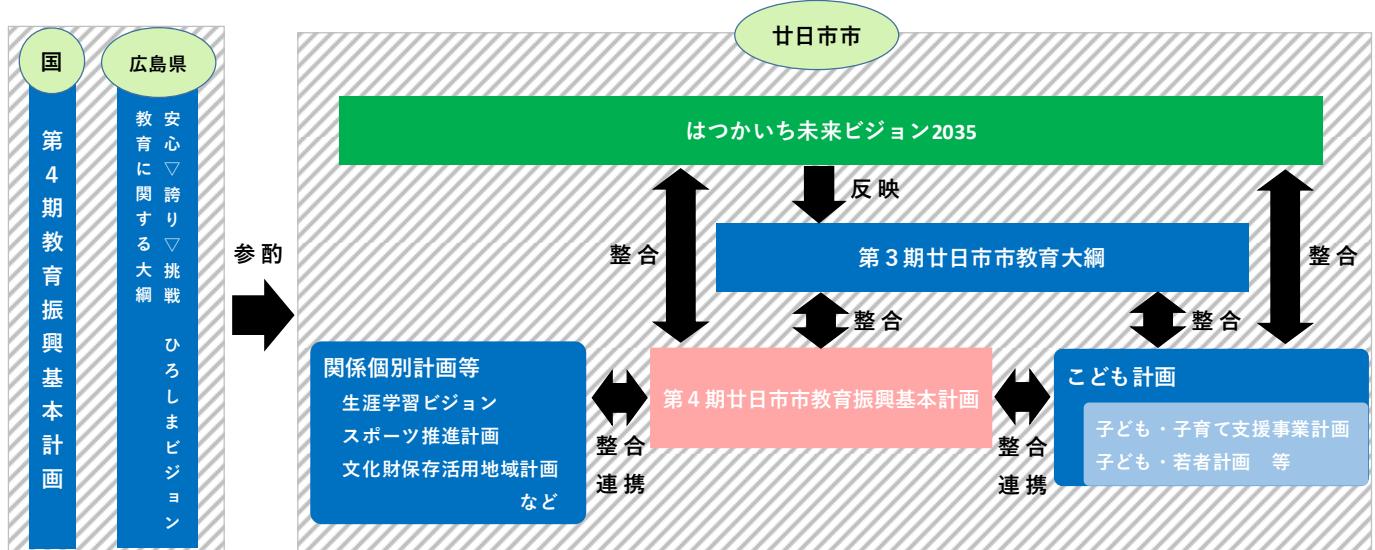
廿日市市教育委員会では、令和3年6月に「第3期廿日市市教育振興基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」を実現するため、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」、「郷土の歴史や文化の継承」、「教育環境の整備」を基本目標とし、教育行政を推進してきました。

前計画の計画期間が令和7年度で終了することから、国の「第4期教育振興基本計画」や広島県の「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」及び「教育に関する大綱」、「第3期廿日市市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」等を踏まえた上で、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育行政を計画的に推進するため、「第4期廿日市市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」第17条第2項に基づき、本市における教育に関する施策の基本計画として位置付け、国、広島県の教育に関する計画等を参酌して策定するものです。

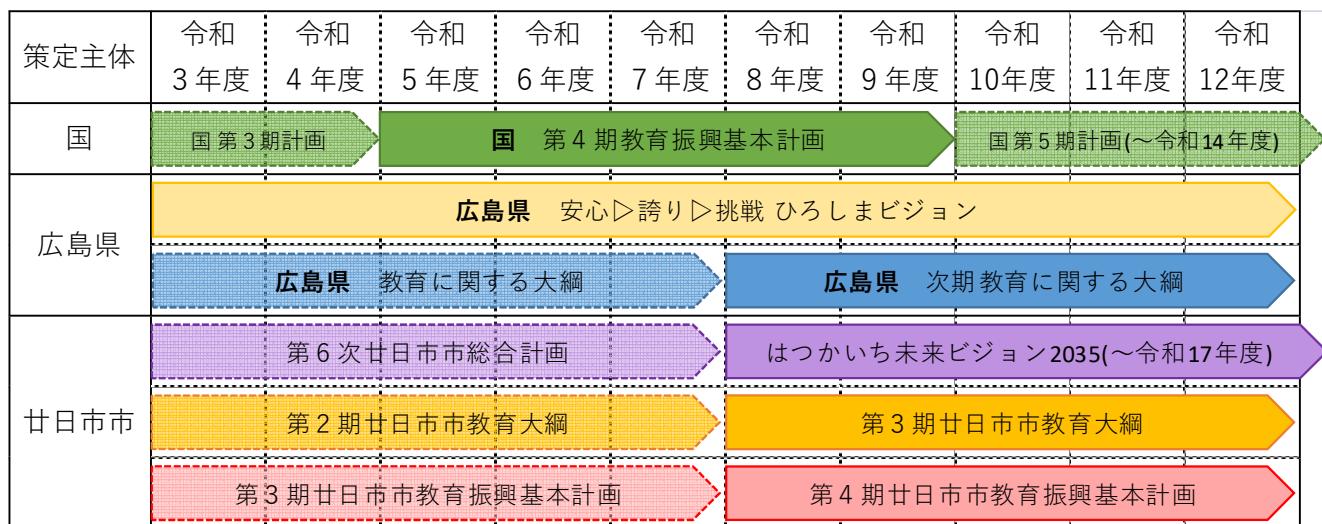
「はつかいち未来ビジョン2035」を上位計画とし、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の目標・方針を定めた「教育大綱」をはじめ、「生涯学習ビジョン」、「スポーツ推進計画」などの関係個別計画や、「廿日市市こども計画」との整合を図りつつ、教育分野に関する施策・取組をより具体化して整理した計画とします。



3 計画の期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

はつかいち未来ビジョン2035の前期基本計画、教育大綱に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画の進捗状況や教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。



4 計画の対象

本計画の対象範囲は、原則として教育委員会の所管する施策や取組とします。

ただし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第23条（職務権限の特例）に基づき、令和4年4月1日からその所管を市長に移管したスポーツに関する施策や取組については、引き続き教育振興基本計画に掲載します。

II 基本構想

1 教育を取り巻く環境と課題

(1) 予測困難な時代の到来

高齢化と急速な少子化による人口構造の変化、地域コミュニティの機能低下、DXの進展やAIなどの技術革新、グローバル化の進展などに加え、国際情勢が不安定になるなど、将来の予測が困難な時代となっています。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の流行により、体験活動や国際交流の機会が制限され、こどもたちが多様な人と出会い学ぶ場が減少したことから、学校が果たす「居場所」や「セーフティネット」としての役割や、地域とのつながりの重要性が改めて認識されました。

(3) デジタル化の進展

2030年頃には、ビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0時代）の到来が予想されています。

(4) こどもをめぐる教育環境の多様化

社会の多様化が進む中、学校においても、こどもたちを取り巻く環境の変化や、こどもたち自身の多様化が進んでいます。

学習面、行動面で困難を示すこどもや不登校の増加、いじめ事案の深刻化など、子どもの心身の健康にかかわる課題は看過できず、多様な子どものニーズに応じたきめ細やかな支援体制の構築が求められています。

(5) 令和の日本型学校教育の推進

新しい時代の初等中等教育の在り方について、令和3年1月に、中央教育審議会から、「令和の日本型学校教育」の構築を目指す答申がありました。

答申では、これまでの学校教育の良さを発展させながら、全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すことが示されています。

(6) GIGAスクール構想の推進

国の第3期教育振興基本計画期間中には、GIGAスクール構想によりICT環境が整備され、デジタル学習基盤を活用した学習環境の充実が図られた一方で、こうした成果を学習活動の質の向上につなげるためには、教員の指導力向上や家庭・地域の協力が不可欠であることが認識されました。

(7) 学校における働き方改革

教職員の働き方改革は一定の進展が見られますが、依然として長時間勤務や教員不足が課題であり、持続可能な教育環境づくりが急務です。

(8) 生涯を通じた学び

個人の人生の充実とともに、社会の持続的な発展のために、生涯学習社会の実現が一層求められています。

さらに、社会人の学び直しやすべての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じ学習することを可能にすること、歴史や文化財の保存・活用、老朽化した教育施設の改修など、こどもから大人まで誰もが安心して学べる環境整備が求められています。

2 本市の現状と課題

前計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症の動向などにより、本市の教育を取り巻く環境も目まぐるしく変化してきました。

学校教育においては、「社会のニーズに応じた教育の推進」として、一人1台端末を活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善に取り組み、子どもが主役の授業づくりが進んでいます。

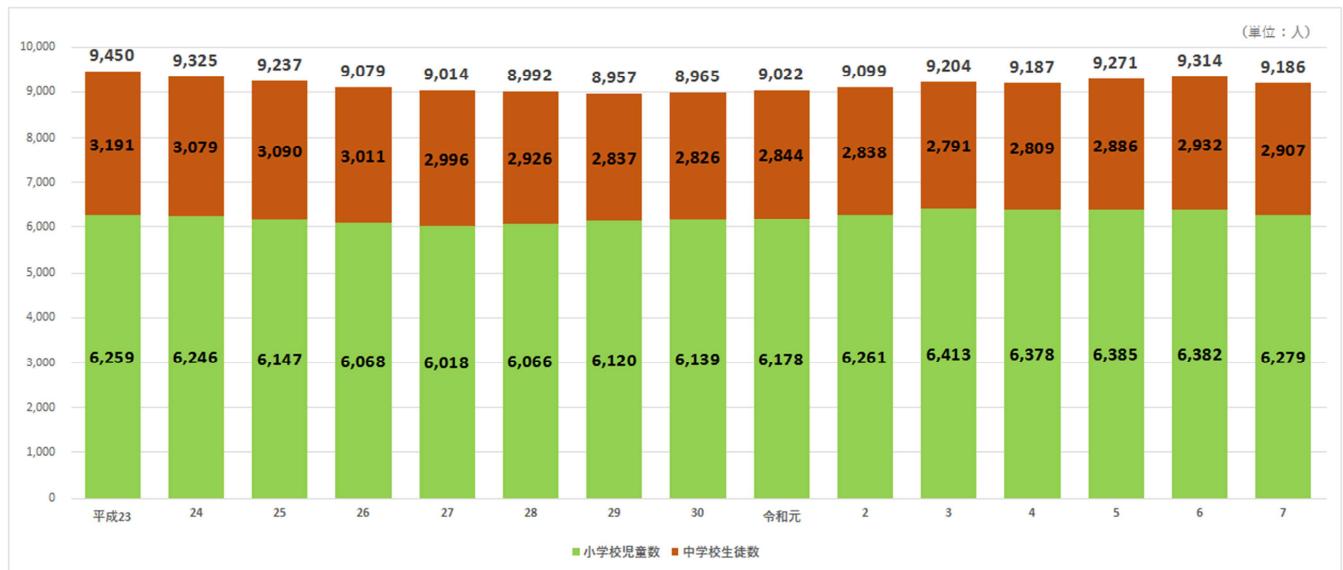
これまでの取組により「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合」などについて、一定の成果が見られます。

また、令和5年度には、コミュニティ・スクールを全校に導入し、地域とともにある学校づくりを進めています。

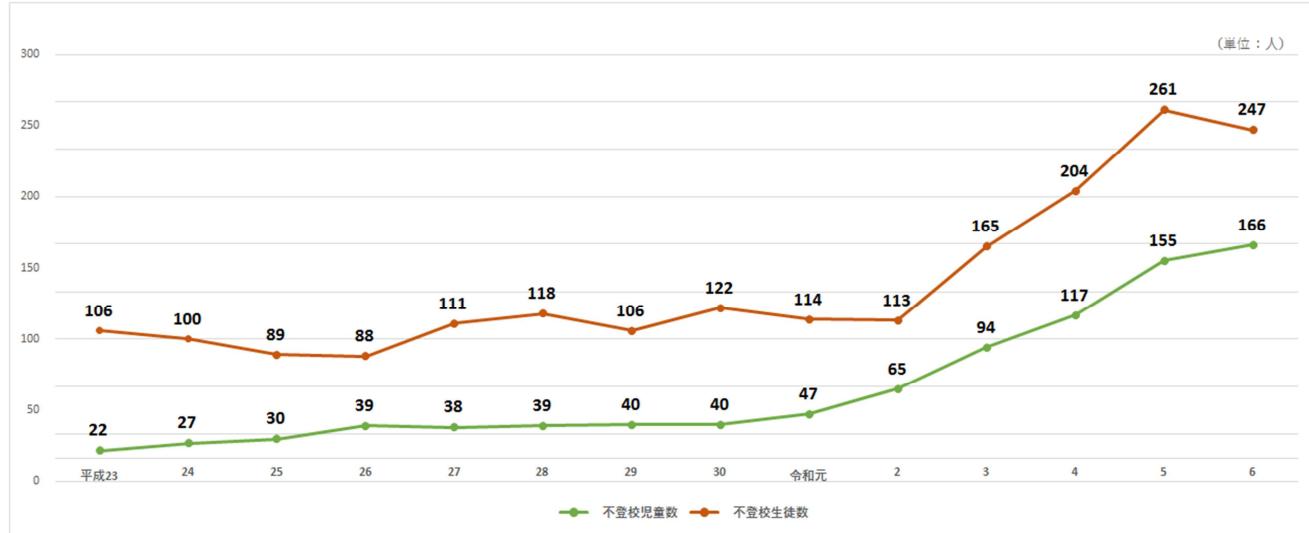
一方で、学校で生起するいじめが深刻化するケースが増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、不登校児童生徒の割合も急増しており、一人ひとりに応じた支援や、誰もが安心できる居場所の整備が急務です。

加えて、人口構造の変化や施設の老朽化などが進む中、学びを支える環境づくりも課題です。

本市の公立小・中学校における児童生徒数の推移（毎年度5月1日時点）



本市の公立小・中学校における不登校児童生徒数の推移（毎年度末時点）



社会教育・生涯学習においては、これまで市民センター等を中心に住民が気軽に集い、学ぶ機会の充実に取り組むとともに、幅広い地域住民の参画を得て、地域の実情や特色に応じた地域学校協働活動を展開してきました。

一方で、町内会の加入率低下、高齢化などにより、多くの地域でコミュニティの希薄化が進み、様々な団体で担い手の不足が生じており、学びを通じた人づくりやつながりづくりによって、住民相互の支え合いによる地域課題の解決を図ることが期待されます。

加えて、様々な要因により、家庭での教育が難しくなりつつあり、学校への依存と負担増加が生じているため、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの成長を支える仕組みづくりを進め、地域全体の教育力を向上させることが必要です。

また、市民センターや図書館などで幅広いテーマの学びの機会が提供されていますが、人生100年時代を見据え、生涯にわたって新たな知識や技能を得ることや、学び直しの必要性が高まっており、市民一人ひとりの成長と地域の持続発展に資する学びの環境の充実が求められています。

スポーツ・文化芸術においては、スポーツ・文化施設の整備により、市民が気軽にスポーツ・文化芸術に親しむ場の提供や、こどもたちがスポーツ・文化芸術に触れる機会の提供に継続して取り組みました。

デジタル化の進展やコロナ禍を契機とした生活様式の変化等により、スポーツや文化芸術に直接触れる機会の減少が余儀なくされた期間がありました。

加えて、高齢化や地域コミュニティの希薄化などにより、今後スポーツ・文化芸術を支える人材不足が懸念されます。誰もが身近にスポーツや文化芸術に親しめる環境づくりと、担い手の育成が求められています。

また、豊かな自然や多彩な資源を有する本市において、関係人口の拡大などを促進するため、スポーツや文化芸術を生かしたまちづくりが求められています。

歴史・伝統文化においては、冠遺跡群や宮島細工の製作用具及び製品など、文化財の価値創出に係る調査を着実に行うことで、地域の活性化につながるとともに、宮島における伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業により、町並みが徐々に整いつつあります。

一方で、高齢化や人口減少により、神楽などの民俗芸能を中心とした文化資源の伝承の担い手が不足しており、確実な継承のための人材育成や保存が必要です。

また、市内の文化財の収蔵展示施設は、収蔵機能と展示機能の偏在や老朽化が進んでいることから、効果的な活用をふまえた再編の検討が必要です。

さらに、文化財保存活用地域計画に基づき、地域住民と連携して文化財の現況把握や保存・活用を進めるとともに、宮島の歴史や町並みとその価値を島民が認識し、確実に継承していくことが重要です。

3 基本理念

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり

前計画においては、学校と家庭・地域がお互いに連携しながら一体となって歩んできた教育の土壤や、歴史や文化、産業、自然等の豊かな教育資源などを生かして、変化の激しい社会に対応し、住み続けたいと思える教育のまち廿日市市を実現することを目指し、「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」を基本理念としていました。

前計画の基本理念の考え方は、将来の予測が困難なこれから時代においても、引き続き、大切にしていくべきものであり、市民一人ひとりが学び続け、他者とつながりながら、幸せや豊かさを感じられる持続可能なまちを創っていきたいとの想いを市民の皆さんと共有するため、この基本理念を掲げます。

4 基本理念の実現に向け、大切にする考え方（コンセプト）

基本理念の実現に向けて、大切にする考え方（コンセプト）を次のとおり設定し、その視点をもって施策を展開していきます。

- (1) 教育を通じたウェルビーイングの向上
- (2) 持続可能なまちの創り手の育成

市民一人ひとりの主体的な学びを通じて、心も身体も社会的にも満たされ、複雑で変化の激しいこれから社会を、他者とともに生き抜くことができる人づくりに取り組みます。

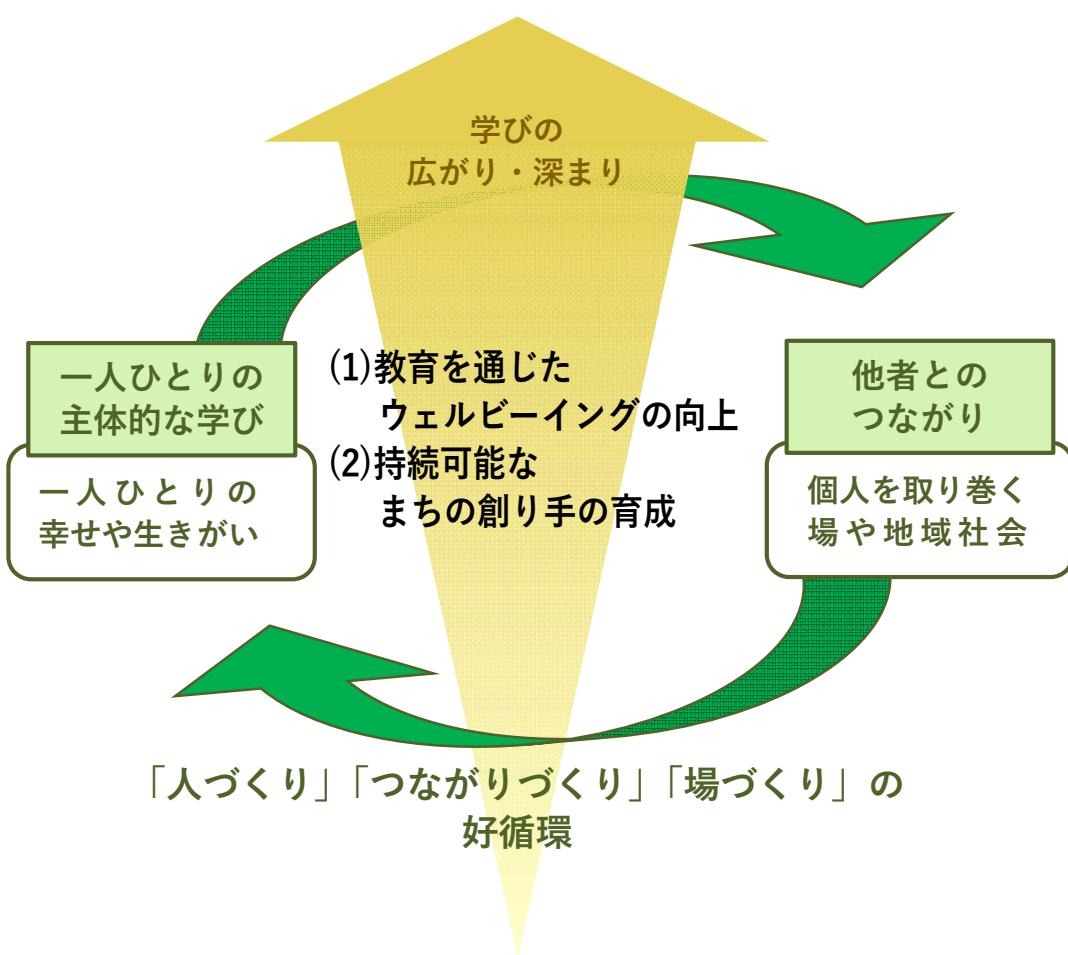
このことにより、多様な個人が学びを通じて幸せや生きがいを感じるとともに、一人ひとりの学びをさらに深めていくため、個人を取り巻く場や地域社会の中で、活動の輪が広がり、様々な考え方と触れたり、他者とのつながりを増やしたりする仕組みづくりに取り組みます。

こうした「人づくり」「つながりづくり」「場づくり」の好循環によって、学びを通じた個人の幸福感が一層高まるとともに、「ふるさと廿日市」の良さに触れ、気づき、愛着と誇りをもつことで、幸せや豊かさを感じられる持続可能なまちの実現につながるものと考えています。

幸せや豊かさを感じられる持続可能なまちを実現



「ふるさと廿日市」の
良さに触れ、気づき、愛着と誇りをもつ



5 施策体系

基本理念	コンセプト	基本目標	施策の柱
「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり	～～ 1 2 ～～ 教 持 育 続 を 可 能 な ま ウ エ の ル 創 ビ リ 手 の イ ン グ の 向 上	生きる力を育む教育の推進	<p>1 質の高い学校教育の推進</p> <p>2 地域とともにある学校づくり</p> <p>3 児童生徒の学びを支える教育環境の充実</p>
		ともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	<p>1 学びの環境づくり</p> <p>2 地域を支える人づくり・つながりづくり</p> <p>3 文化芸術に親しむことができる環境づくり</p> <p>4 文化芸術の振興・活用</p>
		市民が誇れる歴史文化の継承	<p>1 歴史文化の保存・活用</p> <p>2 宮島の歴史や文化とその価値の継承</p> <p>スポーツの振興</p>

主な取組	はつかいち未来ビジョン における施策の目指す姿
(1)確かな学力の育成 (2)豊かな心と健やかな身体の育成 (3)これからの社会に求められる資質・能力の育成 (4)教育効果を高める教職員の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の生きる力を育むことができている。 ○児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができている。
(1)地域全体で児童生徒を育てる体制づくり (2)地域を学ぶ機会の充実	
(1)児童生徒が安心して通える学校づくりの推進 (2)一人ひとりに応じたきめ細やかな支援 (3)児童生徒が安全に安心して学べる環境の整備	
(1)多様な学習機会の充実 (2)学びを生かす機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の多様なニーズに応じた学びの選択肢が増えている。 ○学びを通じたひとづくりやつながりづくりによって、まちづくりを支える市民が増えている。
(1)家庭・学校・地域との連携によるこども・若者の健全育成 (2)協働による持続可能なまちづくりの推進	
(1)文化芸術に親しむことができる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が日常的に文化芸術に親しむ機会がある。
(1)文化芸術活動の支援	
(1)文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財が適切に保存・活用されている。 ○宮島の歴史や文化、価値が次世代に継承されている。
(1)宮島の歴史や文化とその価値の継承	
(1)スポーツに親しむことができる環境づくり (2)スポーツの振興と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が日常的に体を動かしている。 ○市民が日常的にスポーツに触れている。

III 施策の展開

基本目標

生きる力を育む教育の推進

1 質の高い学校教育の推進

【主な取組】

(1) 確かな学力の育成

● 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育の推進

- ・ タブレット端末などのICT機器を効果的に活用しながら、児童生徒一人ひとりが自分の考えをもち、他者との対話や協働を通して学びを深めるといった「子どもが主役の授業づくり」に取り組みます。
- ・ 総合的な学習の時間等を通して、児童生徒が自ら課題を見出し、学んだことを社会や将来の自分と結びつけて考える力を育てる、質の高い探究的な学びを推進します。

● 学びの基盤となる集団づくりの推進

- ・ 児童生徒が安心して過ごし、互いの意見を尊重し、一人ひとりの個性や違いを認め合い、自らの存在を実感できる集団づくりに取り組みます。

● 学びをつなぐ連携の推進

- ・ 各中学校区において、義務教育9年間を見通した教育活動を通して、切れ目のない学びと成長を支え、学習面・生活面の両面で一貫した指導と支援を行います。
- ・ 幼稚園・保育園・小学校が連携し、幼児期の終わりまでに育てたい姿を共有することを目指した「はつかいち架け橋カリキュラム」を活用し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の一層の充実を図ります。

● 学校規模適正化の推進

- ・ 子どもの数が変化している中にあっても、児童生徒が学校生活を送るうえで望ましい環境を確保していくため、「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針」に基づき、保護者・地域などと一緒に教育環境の改善に取り組みます。

(2) 豊かな心と健やかな身体の育成

● 道徳教育の推進

- ・ 「特別の教科 道徳」を要とし、教育活動全体を通じて、児童生徒が自らの生き方を考え、他者を尊重し、より良く生きようとする心を育てます。

● 読書活動の推進

- ・ こどもたちが主体的に読書に取り組むことを目的として、「廿日市市こどもの読書活動推進計画（第四次）」に基づき、各学校へ読書活動推進員を配置し、読書への関心や意欲を高める取組を推進します。

● 食育の充実

- ・ 児童生徒の食に関する理解と判断力を養い、心身の健やかな発達と望ましい食習慣の形成を図るため、安全・安心で栄養豊かなおいしい給食の提供に加え、給食や教科など学校教育活動全体を通じて食育を推進し、児童生徒の健康状態の改善等に取り組みます。

● 運動に親しむ資質・能力の育成

- ・ 体育科、保健体育科の授業や外遊びの奨励など児童生徒が運動に親しむための取組を通して、児童生徒に運動の楽しさや達成感を味わわせることにより、運動に自ら進んで取り組む態度を育成します。

● 児童生徒の命を守る取組の充実

- ・ 心の健康観察等により、児童生徒の心身の状態の把握に努め、健やかな学校生活の実現に取り組みます。
- ・ 「生命（いのち）の安全教育」等を通して、命を大切にする心や、自他を尊重する態度等を発達段階に応じて育みます。

(3) これからの社会に求められる資質・能力の育成

● 情報活用能力の育成

- ・ 児童生徒が主体的にデジタル技術を活用できるように、各学校の実態に応じたＩＣＴ活用の支援・指導を行うとともに、「デジタル・シティズンシップ教育」を推進します。

● 英語によるコミュニケーションの機会の充実

- ・ 英語によるコミュニケーションの機会を充実させるため、台湾基隆市との国際交流をはじめ、さまざまな国や地域との交流の機会を設けるとともに、ＡＩアプリや外国語指導助手（ＡＬＴ）を積極的に活用していきます。

● 児童生徒が主体的に取り組む活動の充実

- ・ 生徒指導規程の見直しや学校行事の企画・運営など、児童生徒の主体的な取組を充実します。
- ・ 「未来を話そう！はつかいち子ども議会」や学校運営協議会への参加などを通して、児童生徒の主体的な社会参加へつながる意識を醸成します。

(4) 教育効果を高める教職員の体制づくり

● 学校の組織力の向上

- ・ 管理職のリーダーシップのもと、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かし、連携・協働して児童生徒に必要な資質・能力を育みます。
- ・ 教職員の指導力向上のための研修や、中学校区による研究公開などを実施するとともに、小学校における教科担任制やチーム担任制を推進し、教育効果を高めます。

● 学校の働き方改革の推進

- ・ 教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向け、校務のDX化の推進や学校ごとのニーズに応じた業務改善、部活動の地域展開等に取り組むとともに、教職員が働きがいを感じる職場風土を醸成します。

【指標】

	指標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小：85.6% 中：81.0%	小：88.0% 中：83.5%
	友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりすることができる児童生徒の割合	小：91.7% 中：84.2%	小：93.0% 中：86.4%
	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小：89.2% 中：83.7%	小：91.0% 中：86.5%
(2)	道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小：90.7% 中：93.0%	小：92.2% 中：94.0%
	読書は好きと回答している児童生徒の割合	小：73.9% 中：68.4%	小：77.2% 中：71.6%
	朝食を欠食する児童生徒の割合	小：4.9% 中：6.7%	現状値比減
	外に出て遊んだり、運動をしたりして体を動かしている児童生徒の割合	小：77.8% 中：79.3%	小：81.5% 中：82.3%
	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談出来ると回答した児童生徒の割合	小：77.1% 中：73.0%	小：81.4% 中：77.8%

	指 標	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 12 年度)
(3)	授業で、パソコン・タブレットなどのICT機器を、どのくらい使っていますかという質問に週3日以上と答えた児童生徒の割合	小：78.1% 中：86.4%	小：82.5% 中：89.1%
	外国人と積極的にコミュニケーションを図ることは大切だと思っている児童生徒の割合	小：83.5% 中：77.1%	小：86.7% 中：81.5%
(4)	働きがいを感じている教職員の割合	R 6 小：89.9% 中：87.9%	小：91.5% 中：90.0%

2 地域とともにある学校づくり

【主な取組】

(1) 地域全体で児童生徒を育てる体制づくり

● コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な推進

- ・ こどものより良い成長を支えるため、各学校に設置されている学校運営協議会の取組を進め、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映させるとともに、地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。

● 部活動の地域展開の推進

- ・ 少子化が進む中で、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域展開を進めます。

(2) 地域を学ぶ機会の充実

● ふるさとを愛する心をつなぐ学習環境づくり

- ・ 地域に愛着と誇りをもち、地域のよさを自分の言葉で語ることができるこどもを育むため、地域の人材や資源を活用した「ふるさと学習」に取り組みます。

【指標】

	指 標	現状値 (R 7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツ、体験活動に関わつてもらったり、一緒に遊んでもらつたりした経験のある児童生徒の割合	小：43.4% 中：28.3%	小：48.6% 中：34.0%
(2)	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小：84.9% 中：77.7%	小：87.5% 中：80.5%

3 児童生徒の学びを支える教育環境の充実

【主な取組】

(1) 児童生徒が安心して通える学校づくりの推進

● いじめ防止対策の充実

- ・ 児童生徒が互いに良さを認め合う関係づくりに取り組むなど、いじめの起きにくいくい集団づくりを推進することでいじめの未然防止の取組を一層充実します。
- ・ 教育相談体制の充実を図り、いじめアンケート等を計画的に実施するなどいじめを早期に発見し、積極的に認知することでいじめの深刻化を防ぎます。
- ・ いじめに組織的に対応する体制を整え、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組みます。

● 教職員の不祥事防止

- ・ 不祥事防止対策委員会を中心として、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員を対象に不祥事防止の服務研修を実施するとともに、不祥事が生じにくいく風通しのよい職場づくりに取り組みます。

(2) 一人ひとりに応じたきめ細やかな支援

● 特別支援教育の充実

- ・ 児童生徒の学校生活をサポートするため、子どもつながり支援員や特別支援教育アドバイザーを配置するとともに、教職員が、特別支援教育の視点をもって児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援を行うことができるよう、特別支援推進研修等を実施し、特別支援教育の充実に取り組みます。
- ・ 5歳児健康診査を活用し、個々の児童の教育的ニーズに応じた適切な就学支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する人材確保や環境整備を進めます。

● 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門性を生かした対応を進めるとともに、不登校児童生徒の状況に応じて選択できる校内外の心の居場所や学びの場の充実を図ります。
- ・ 子ども相談室や民間フリースクール等の不登校児童生徒の受け入れ先として考えられる施設や学校及び各関係機関との連携を推進します。

● 外国人児童生徒への支援

- ・ 日本語による授業を受けることが困難な外国籍の児童生徒に対して、翻訳機器やアプリの活用を工夫したり、関係機関や団体と連携を図ったりしながら、日本語指導の充実を図ります。

(3) 児童生徒が安全に安心して学べる環境の整備

● 学校安全の推進

- ・ 交通安全及び防犯に関する実務経験者を学校に派遣するとともに、自然災害、事故、犯罪に対する対応マニュアルの定期的な見直しを行うことで、安全・安心な環境整備を進めます。

● 学校施設の整備

- ・ 学校施設の状況把握や現状の課題を分析したうえで、必要な老朽化対策を実施していくことで、学校施設の安全を確保していきます。
- ・ 熱中症リスクの軽減及び避難所としての快適性を確保するため、屋内運動場への空調設備の整備に取り組みます。

● 通学路の安全確保

- ・ 学校、PTA、地域、道路管理者、警察等の関係機関による「廿日市市通学路安全推進会議」を開催するなど、関係機関が連携し通学路の安全対策に取り組みます。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小：89.2% 中：83.7%	小：91.0% 中：86.5%
	ストレスチェックの「職場の対人関係上のストレス」に関する項目における肯定的な回答の割合	R6 49.5%	52.5%

	指 標	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 12 年度)
(2)	特別支援教育推進研修の評価アンケートの項目「今後の取組に役立つ研修だった」に「よく当てはまる」と回答した教員の割合	70.5%	77.1%
	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等や、教職員から継続的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒数とその割合	R 6 22 人 5.3%	12 人 3.0%
(3)	危機管理マニュアルを実効性のあるマニュアルとなるように検証・改善を実施している学校の割合	100%	100%
	通学路の合同点検箇所数	2 箇所／年	2 箇所以上／年

1 学びの環境づくり

【主な取組】

(1) 多様な学習機会の充実

● すべての人に対する学習機会の提供・学習支援の充実

- ・ 各世代の興味関心や課題に応じた多様な学習機会の提供に取り組みます。また、障がいのある人など誰もが参加しやすい学習環境づくりに取り組みます。

● 様々な分野の学習講座や体験活動の充実

- ・ 多様化する個人の興味関心に対応した様々なテーマの学習の機会の提供に取り組みます。

● 社会教育施設の充実

- ・ 市民センター、図書館、資料館などにおいて、多世代の居場所や学びのきっかけづくりの場になるよう学習ニーズの多様化に応じた設備の充実やＩＣＴ環境の整備に取り組みます。また、各施設の専門性を活用し相互に連携した取り組みを進めます。

● 効果的な情報提供

- ・ 必要とされる情報をわかりやすく提供し、学びのきっかけづくりの充実に取り組みます。

● 図書館サービスの充実

- ・ 廿日市市図書館基本計画の基本理念である「心地よく過ごせる場所～行ってみたい図書館、また行きたくなる図書館～」の実現を目指し、多様なニーズに応じて滞在できる空間の確保や環境整備、市民ニーズに合った資料の提供により、市民の学びを支援します。

(2) 学びを生かす機会の充実

● 学び合いの場等の充実

- ・ 各課や市民活動団体が行う講座や行事等において、参加者同士のつながりの創出や、さらなる学びや活動につながる環境づくりに取り組みます。

● 学習成果を生かす機会の充実

- ・ 学習した成果を発表する機会や地域活動に生かす機会の充実に取り組みます。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	学びたいことを学べる機会がある市民の割合	22.5%	27.0%
	図書館を利用する市民の割合	R6 31.4%	40.0%
(2)	やりたいことに挑戦できる機会がある市民の割合	13.0%	17.0%

2 地域を支える人づくり・つながりづくり

【主な取組】

(1) 家庭・学校・地域との連携によるこども・若者の健全育成

● 未来を創るこども・若者の育成支援

- ・ 未来を創るこども・若者を育成するため、地域等と連携し、青少年の交流、自然体験、創作活動、活動の発表の場等を設けます。また、青少年育成団体や地域等が行う放課後子ども教室等こどもの多様な居場所づくりの立ち上げ支援や運営支援に取り組みます。
- ・ 地域社会の一員としての主体性を育むため、青少年が意見表明する機会の充実や新たなことに挑戦したり、二十歳のつどい等自ら企画・運営したりする機会の充実に取り組みます。
- ・ 青少年の交流や体験活動を支援する青少年育成団体等に対して、社会課題やこどもが抱える課題等の情報提供や研修の機会を提供するとともに、相談や支援を行います。
- ・ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や青少年育成廿日市市民会議、警察等の関係機関と連携したパトロール等、地域ぐるみで青少年の非行防止や安全対策に取り組みます。

● 地域学校協働活動の推進

- ・ 学校や市民センター等を活用して、PTA、青少年育成団体、地域自治組織、NPO等の各種団体等のネットワークづくりを進め、地域と学校が連携・協働して行う様々な地域学校協働活動を推進する体制の充実を図ります。

● 家庭教育支援の充実

- ・ 家庭教育に関する学習機会及び情報の提供等、家庭教育を支援するために必要な取組を進めます。
- ・ 保護者同士で学び合う機会や青少年期からこどもとの関わり方を学ぶ機会を設けるため、広島県教育委員会が開発した「『親の力』をまなびあう学習プ

ログラム」を活用した講座等を実施します。

(2) 協働による持続可能なまちづくりの推進

● 学びを通じた、人づくり・つながりづくり・地域づくり

- ・ 学んだ成果や活動が地域の課題解決や市民のウェルビーイングにつながるよう、市民センターや図書館等の社会教育施設等を活用して市民が集い、学び合う場の充実に取り組みます。
- ・ 地域の課題解決につながる様々なテーマでの学習や活動が活発に行われるよう、社会教育団体等に対して学びや活動に関する相談や支援を行います。
- ・ 市民センター等でのまちづくりに関する学びと対話の場、自発的な活動の実現に向けた情報提供や相談体制等の仕組みを構築し、人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環を促進します（市民センター基本方針に基づく事業の実施など）。

● まちづくり活動の支援（市民センター機能を発揮できる環境整備）

- ・ 市民センターにおいて、市民自らが課題の発見や解決につながる学びの環境づくりを行い、市民主体の地域づくりの拠点としての機能の充実を図ります。
- ・ 市民センター基本方針に基づき、市民センター機能（集う・学び合う・つながる・活躍する）を発揮できるよう、施設の充実に努めます。
- ・ 長寿命化計画等に基づき、市民センターの維持管理を行います。

● 社会教育人材の育成

- ・ 地域づくりにつながる学習活動をコーディネートする社会教育人材を育成するとともに、社会教育士等の情報交換や学び合いの場を提供します。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	こどもたちがいきいきと暮らせると感じている市民の割合	38.1%	42.5%
	自分の将来について明るい希望を持っている市民（18歳～29歳）の割合	62.4%	75.0%
	地域学校協働活動に関する情報誌発行回数	年10回	年12回
	「親の力」をまなびあう学習プログラムファシリテーター活動者数	9人/年	14人/年

	指 標	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 12 年度)
(2)	学んだことを地域や社会に生かした人の割合	8.1%	11.0%
	地域主体の活動に参画している市民の割合	24.7%	28.5%
	多様な主体が連携して、地域課題の解決に向けた取組が行われていると思う市民の割合	17.7%	30.0%
	市民センターを利用しやすいと思う市民の割合	48.6%	55.0%

3 文化芸術に親しむことができる環境づくり

【主な取組】

(1) 文化芸術に親しむことができる環境の充実

● 文化芸術に触れる機会の充実

- ・ 市民センターなどの身近な施設や文化施設において文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ・ 演奏会や展示作品のアーカイブ配信など、デジタル技術やSNSを活用した鑑賞機会の提供により、文化芸術に触れるきっかけづくりを行います。
- ・ 小中学校において音楽、美術、伝統芸能などの出前授業を行うとともに、文化ホールで開催する演劇などの鑑賞事業に招待します。

● 文化施設の整備

- ・ 文化芸術活動の拠点であるはつかいち文化ホールの改修を行い、質の高い文化活動の場を提供します。

【指標】

	指 標	現状値 (R 7 年度)	目標値 (R 12 年度)
(1)	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（鑑賞した人）	63.7%	66.0%
	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（自ら創作、発表、運営した人）	22.6%	30.0%

4 文化芸術の振興・活用

【主な取組】

(1) 文化芸術活動の支援

● 文化芸術に関する担い手の育成

- ・ 地域で文化事業の企画、運営、支援等に携わる人材を育成するとともに、(公財) 文化芸術振興事業団等において文化活動に精通した人材を登用し、市民・地域と文化芸術をつなぐコーディネートや文化団体の支援を行います。

● 文化芸術の方向性を示す方針の策定

- ・ 本市の特色を生かした文化芸術施策を組織横断的に推進していくため、今後の文化芸術の方向性を示す指針を定めます。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	地域の文化的な環境に満足した市民の割合	22.6%	27.0%

基本目標

市民が誇れる歴史文化の継承

1 歴史文化の保存・活用

【主な取組】

(1) 文化財の保存・活用

● 文化財や民俗文化の保存・継承

- ・ 寺社仏閣に代表される文化財の保存修理や、神楽等地域の民俗芸能及び祭礼等の年中行事を継承する活動を支援することで、受け継がれてきた貴重な資源を守り、次世代につなげます。

● 文化財の指定と効果的な活用

- ・ 文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財を含めた地域の文化財について、歴史民俗資料館での展示公開や市民センターでの歴史講座開催など、保存活用に計画的に取り組みます。
- ・ 歴史民俗資料館等に収蔵している資料や文化財を適切に保存するとともに、老朽化の進む施設の建て替えや機能の移転・集約など、再編整備を進めます。

● 文化財の現況把握

- ・ 冠遺跡群や宮島細工の製作用具及び製品など、地域で親しまれている文化財の調査を進め、その価値を広く発信します。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	新たに指定・登録された文化財の数	—	10 件
	現況把握した文化財の数	—	228 件

2 宮島の歴史や文化とその価値の継承

【主な取組】

(1) 宮島の歴史や文化とその価値の継承

● 「宮島の歴史」の編さん

- ・ 有識者等で構成する編さん委員会等を組織し、大学やその他関係機関と連携して資料の調査を進め、「宮島の歴史」を編さんします。

● 「(仮称) 宮島ミュージアム」の整備

- ・ 宮島の歴史文化と伝統工芸である宮島細工などの産業の歴史を正しく学び、将来に伝える役割を担う施設として、「(仮称) 宮島ミュージアム」を整備することで、宮島の魅力を広く発信します。

● 宮島地域の歴史的町並みの保存

- ・ 宮島地域の歴史的町並みについて、重要伝統的建造物群保存地区にふさわしい町並みづくりに向けた意識啓発活動を継続して取り組むとともに、景観指導や改修費補助等を行います。

● 伝統的建造物の保全・修理の推進

- ・ 伝統的建造物の保存・修理に関する補助制度を周知し、外観が現代的に改修された伝統的建造物等の所有者に対して修理・修景工事の実施を促します。
- ・ 修理工事に必要な痕跡調査や設計等のノウハウ、施工に関する伝統的技術の継承に向け、大学や伝統的建造物に関わる地元団体と連携し、研究や取組を推進します。

● 伝統的建造物を活用した公開施設の整備

- ・ 宮島の伝統的な町並みが色濃く残る町家通りに、宮島町家の特徴的な内部空間を体感できる公開施設を整備し、市民や来島者が理解を深める場を提供します。また、地元団体の活動等を通じて、伝統的な町並みの周知・普及を推進します。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	修理が行われた伝統的建造物の割合	13.9%	25.0%
	宮島町伝統的建造物群保存地区を認知している市民の割合	40.6%	50.0%

スポーツの振興 ※はつかいち未来ビジョンの取組を掲載

【主な取組】

(1) スポーツに親しむことができる環境づくり

● スポーツに親しむ環境づくり

- ・ 関係団体等と継続的に連携し、障がい者専用の施設利用や障がい者スポーツ研修会等を実施することで、スポーツにアクセスしやすい人が日常的に体を動かす機会の向上につなげます。
- ・ 幼少期からスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに取り組むとともに、誰もが気軽に運動できるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

(2) スポーツの振興と人材の育成

● プロスポーツやトップアスリートとの触れ合い、交流

- ・ スポーツの魅力を知ってもらい、関心を高めてもらうため、多様なプロスポーツやトップアスリートと触れ合い、交流できる機会を創出します。

● スポーツを支える人材の育成

- ・ スポーツに関わる人材の養成や確保に向けて、競技団体との連携を深めるとともに、スポーツイベントでボランティアを広く募集するなど、スポーツを支える人材の裾野拡大を推進します。

● スポーツ資源を生かした地域活性化

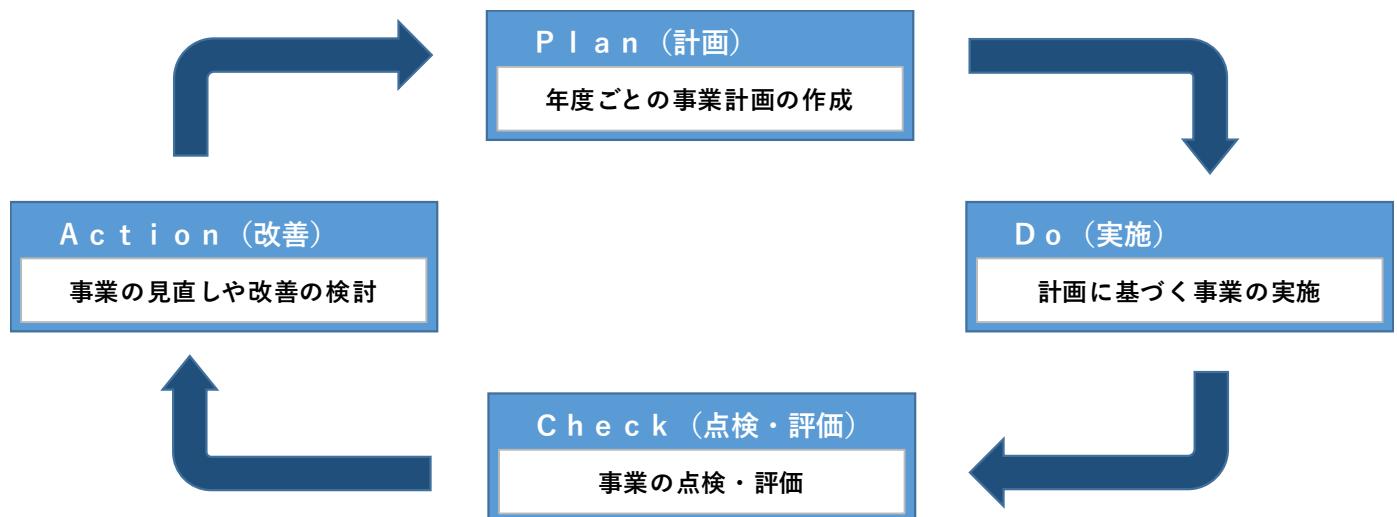
- ・ 多様なスポーツ資源を地域活性化につなげるため、様々なステークホルダーと連携し、スポーツと地域資源を組み合わせた取組をともに推進することで、市民がスポーツに関われる場や機会を創出します。

【指標】

	指 標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
(1)	週1回以上スポーツや運動を行っている市民の割合	48.0%	65.0%
(2)	運動・スポーツをささえる活動を行っている市民の割合	13.8%	20.0%

IV 施策の計画的な推進

計画に位置付けた事業においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度実施される「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により達成状況を把握し、その点検及び評価を基に次年度以降の改善・充実を図り、市ホームページ等を活用して公表していきます。



今後調整予定

今後調整予定

今後調整予定

今後調整予定

第4期廿日市市教育振興基本計画

令和8年3月策定

発 行 廿日市市教育委員会

編 集 廿日市市教育委員会事務局教育部教育総務課

〒738-8501

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電 話 (0829) 20-0001 (代表)

ファクシミリ (0829) 32-5163